

# 国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の 制度化について

---

海事局 検査測度課

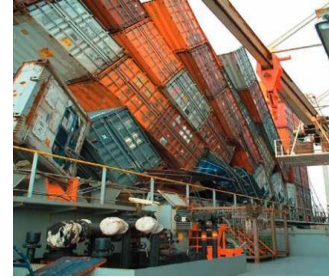
平成28年4月

## 背景・必要性

### コンテナ船の急速な大型化

- ・コンテナ貨物の総重量の誤申告に起因すると思われる荷崩れ事故発生
- ・2017年に2万個積メガコンテナ船が就航予定

### IMO(国際海事機関)における規制強化



コンテナ荷崩れ

- ・2014年11月 コンテナ重量確定方法の明確化を内容とするSOLAS条約の改正採択(→2016年7月発効【改正内容】)

- コンテナに収納して貨物を運送する場合、荷送人はコンテナの総重量を確認し、船長に報告しなければならない。
- コンテナの総重量の計測方法は以下のいずれかの方法による。

#### 方法① 重量測定

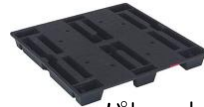


#### 方法② コンテナ内貨物等と自重の合計を算出



貨物

+



パレット等固定材

+



自重

国が決定した計測方法、承認方法等「コンテナ重量検証の構築」が必要

## 対応

### 輸出コンテナの重量計測を確実なものとするための制度構築

#### 制度構築にあたっての留意点

- 国際コンテナ物流の円滑化を阻害しない**実効性のある制度構築**が必要。(日本のコンテナ貨物取扱量は年間300万本超)
- 将来的にはポートステートコントロール(PSC)の対象になることも想定されることから、我が国で積付けを行った船舶が諸外国で入港を拒否されることなどがないよう**国際的に調和した認証制度の構築**が必要。

# SOLAS条約(海上人命安全条約)の改正内容

## 現行規定

1. 荷送人は、以下の内容を含む貨物情報を含む資料を船長(又は代理人)に提供。  
⇒○貨物の概要○貨物又は貨物ユニットの総重量○運送に関連する貨物の特性
2. 荷送人は、船積み前に貨物ユニットの総重量が船積書類に記載されているものと一致することを確認。

## 改正内容

上記現行規定に、以下の内容を追加

3. 荷送人は、コンテナ貨物については、以下の2通りの方法で総重量を証明。  
A: 調整・証明済み装置を用い、実入りコンテナの重量を計測  
B: 国が承認した方法により、コンテナの自重・貨物・パレット等の重量を足し合わせ
4. 荷送人は、上記方法で計測されたコンテナ総重量の船積書類への記載を確認
5. 荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長(その代理人)及びターミナル代表者がコンテナ総重量を入手していない場合は、当該コンテナの船積禁止。

## 国内対応

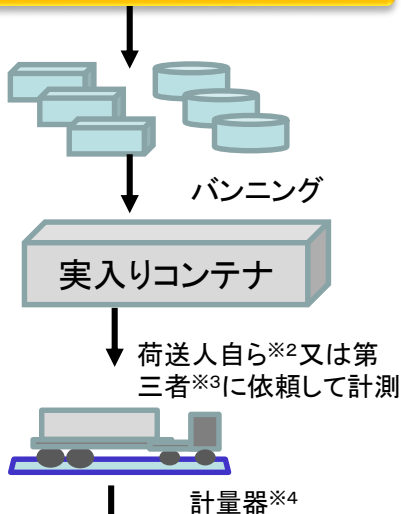
- ・上記、条約の改正内容について、船舶安全法体系の省令改正(危険物船舶運送及び貯蔵規則と特殊貨物船舶運送規則)及び告示制定により担保(4月下旬公布)

# 重量確定を行う者の取り組み

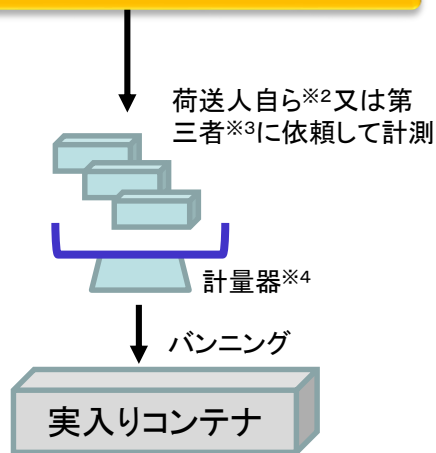
## 重量確定方法

荷送人※<sup>1</sup>は次の2つのいずれかの方法でコンテナ総重量を確定する

### 方法1. 総重量を計測



### 方法2. 足し合わせて算出



各コンテナ内に梱包する物(貨物品、パレット、固定材等)の重量を個別に計量し、その合計に、コンテナの自重を加算

※1 船社との間で運送契約を締結した者。メーカーや商社、フォワーダーなどが該当する。

※2 自らコンテナ総重量を確定させる荷送人は、予め国土交通大臣へ届出【届出荷送人】

※3 荷送人に代わり重量確定を行う第三者は、国土交通大臣の登録を受けた者。【登録確定事業者】

※4 以下を満たすもの

- ①計量法に基づく特定計量器
- ②適切に調整・点検され、器差が±5%の範囲内である計量器

## 荷送人の責任

実入りコンテナの総重量を方法1、方法2のいずれかの方法で取得

情報の伝達

総重量が記載された船積書類(ドックレシート、搬入票等)に荷送人又は荷送人から委任された者が署名し、船積み前に、船長等及びターミナル代表者に対して提出

- ① 計測・算出方法に関する事項
- ② 計量器の性能の確保に関する事項
- ③ コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項
- ④ 確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する事項
- ⑤ 自ら計測しない貨物品等に関する事項
- ⑥ 計測・算出の記録の保管に関する事項
- ⑦ 計測等の依頼に関する事項
- ⑧ 上記①から⑦の点検方法

## 【届出事項】

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号
- ② 届出者に関する事項
  - 1) 業務の種類及び概要
  - 2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名及び職名
  - 3) 総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称
  - 4) コンテナ総重量の確定方法の区分

なお、複数の事業所等を有する法人にあつては、法人単位での届出であっても、事業所等单位での届出でも構いません。

## 【添付書類】

- ① 現在事項が証明できる登記事項証明書
- ② 業務実施手順書を備えていることを証明する書類  
(実施方法を記した文書の届出書への添付は必要としない。文書名、文書番号、作成日等を記した書類を届出書に添付する。)

# 荷送人に実施していただく事項

コンテナ重量報告について、以下の行為が追加で必要となります。

## ①手順書

コンテナ総重量確定業務実施手順書を作成し事務所へ  
備え置き

## ②届出

自ら重量を確定する荷送人として国土交通省への届出

## ③サイン

船長等へ提供する重量情報に責任者のサインを付すこと

**【申請事項】**

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号
- ② 総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称
- ③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名及び職名
- ④ コンテナ総重量の確定方法の区分

**【添付書類】**

- ① 定款及び登記事項証明書
- ② 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ③ 方法1によるコンテナ総重量確定業務に用いる計量器に関する事項を記載した書類
- ④ コンテナ総重量確定業務を行う者の氏名を記載した書類
- ⑤ コンテナ総重量確定業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類
- ⑥ 業務実施手順書
- ⑦ 検量事業者、海貨事業者、貨物利用運送事業者であることを証する書類の写し(許可等を受けている場合に限る)
- ⑧ 関係法令に抵触しないことを証明する書類



コンテナ重量報告について、以下の行為が追加で必要となります。

### ①手順書

コンテナ総重量確定業務実施手順書を作成し、登録時に提出するとともに事務所へ備え置き

### ②登録

荷送人の代わりに重量確定を行う第三者として国土交通省への登録

### ③サイン

船長等へ提供する重量情報に責任者のサインを付すこと